

2.木津觀音堂と木津郷惣墓

主查 田中淳一郎

はじめに

平成8年(1996)春の企画展で「南山城三十三所巡礼」をとりあげた。その際に、南山城三十三所観音霊場を綿密に調査されている山城町の古文書サークル如月会の調査にもかかわらず、所在場所がよくわからなかつたのが、第八番の「木津觀音堂」であった。江戸時代の古文書等の調査検討によって、この觀音堂は、いわゆる木津惣墓のなかにあつた淨土宗長福寺のこと、もしくは長福寺に属する堂であることが明らかとなつた。^(注2)しかし昭和初年の木津惣墓の現在の東山墓地への移転に伴い、長福寺も現墓地内に移つており、それ以前の長福寺の位置は曖昧なものとなつてしまつた。昭和5年(1930)から7年にかけて、木津惣墓を精査された坪井良平氏によれば、「昔はここに長福寺といふ寺があつたさうで、(中略) 楊谷地蔵と称する石仏の北西に現在風呂屋があるが、その風呂屋のところが、その長福寺の觀音堂にあたるさうである。」^(注3)という古者の話が紹介されている。坪井氏の調査時点では、觀音堂は明治初年の洪水に流されて「影も形もない」ということである。なお長福寺は、現在も東山墓地内に存在しているが、宗教法人としては登録されていない。墓地の管理をその職務としており、地元の人々は「墓寺」と称している。

ところで、江戸時代には、木津郷千童子村の庄屋を勤めた岡田家には、文政年間以降の「木津郷大割諸入用割賦帳」が残されている。この文書については、水本邦彦氏による紹介^(注4)があるので、参考いただきたいが、木津郷の一年間の入用状況を書き上げたものである。このなかに、「觀音堂」に関する記載があり、その内容は、江戸時代の木津郷を考えるうえで、重要なものと思われる。すなわち、觀音

堂は、巡礼等の旅行の途中で、木津において行き倒れとなつた人々を介抱したり、あるいは死亡した場合には葬儀を行う堂であったことが明らかとなるのである。

この報告では、「大割諸入用割賦帳」に見られる觀音堂および長福寺に関する記事を拾いながら、村落とそこを行き来する人々の問題を考察していきたい。合わせて京都と奈良を結ぶ交通の要所でもあった木津郷の一断面を、うかがうことができると考える。

1. 長福寺と木津惣墓

はじめに、江戸時代の記録から長福寺をみておこう。享保7年（1722）に作成された木津郷のうちの「千童子村寺社改帳」には、次のように記載されている。
（注5）

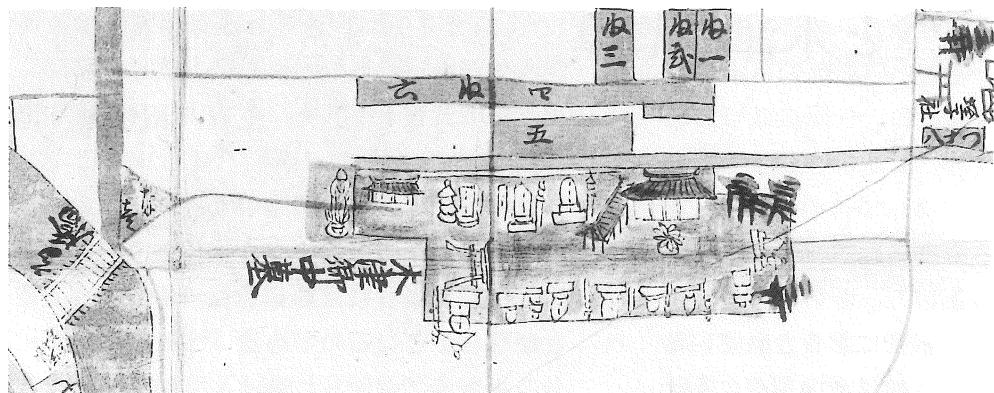
一除地八間 小寺村
八拾間 大路村 墓地
千童子村 五ヶ村立会
枝村
南川村

右境內 淨土示無本寺
觀音堂 式間四方 瓦葺 長福寺



観音堂・十王堂の地名が見える「木津郷絵図」。

上が東。岡田家文書



「木津郷中墓」の姿を具体的に描く
「木津郷絵図」。
上が北。岡田家文書

とあり、観音堂の他に、十王堂・龕前堂・辻堂・火屋・焼場を備えていたことが記されている。また、墓地では、「村々ニ死人有之節者土葬火葬兩様ニ仕候」ということで、土葬も火葬も行われていた。このように、長福寺は、観音堂を中心とする寺院で、墓地のなかにあることから、葬祭を執り行う施設を備えていたことがわかる。

墓地の範囲は、東西80間、南北8間と細長く、「除地」つまり年貢の掛からない地とされていた。江戸時代の「木津郷絵図」^(注6)には、図のような「木津郷中墓」の様子が描かれている。西端にある二間の堂が観音堂であろう。その東に鳥居と五輪塔がある。墓地中央にある四間の堂が火屋であろう。五輪塔（重要文化財）の位置は鎌倉時代の造立以来動いていないものと考えられ、先の坪井氏の調査による略図によると、五輪塔のやや東に墓地入り口と思われる六地蔵があつたようなので、ここから東方向へ約150メートルにわたり墓地がひろがっていたものであろう。

十王堂については、現在の字城戸^(注7)が、その転訛と考えられ、観音堂のやや南寄りにあつたとされる。十王は、閻魔王以下の地獄の冥官のことであるから、坪井氏の書では「閻魔堂」とされているものが、十王堂のことであろうか。この堂も坪井氏調査時点で、影も形もなかつたとのことである。

ここで、木津の惣墓の形成について考えてみたい。惣墓には、最も古いものとしては、重要文化財に指定されている鎌倉時代、正応

5年（1292）8月の銘がある石造五輪塔がある。この五輪塔の造立については、西大寺末の律宗寺院である大智寺の関与が推測される^(注9)が、このころには、まだ郷民の墓地としては成立していないと考えられる。

墓地入り口7体の地蔵の中央にある、他の六地蔵よりも像高の高い地蔵石仏には、文明6年（1474）11月に某氏の三十三回忌に菩提を弔うために建立したという銘文がある。また、旧龕前堂内にあつた地蔵石仏には、明応3年（1494）に法華講衆が建立したという銘文がある。木津惣墓の年紀のある石仏としては、これらのものが最も古い。したがって、ほぼこの頃に惣墓が形成されはじめたものとみてよいと考える。



地蔵石仏。
明応3年銘。
東山墓地。

さらに周辺の資料をみよう。惣墓の外ではあるが、同時期のものとしては、融通念佛宗の西教寺に、文明6年（1474）7月の、誓阿弥陀仏7年忌の銘を有する阿弥陀石仏がある。また、墓地の五輪塔の脇にある長谷寺形十一面觀音石仏には、年紀はないが、「觀阿弥」という銘がある。この觀音石仏は、坪井氏が楊谷觀音と呼んでいるもので、あるいは木津觀音堂の本尊ではないかとも推測される、室町時代後期の石仏である。^(注10)当時の木津には、阿弥号を名のる念佛聖が居住していたことが知られる。

文明年間の木津と言えば、応仁の乱から山城国一揆に至る、東西両軍の合戦に巻き込まれた時期である。その中で木津には、「木津庄カマエ（構え）」が構築されていたことがわかっている。^(注11)当時の木津の町を取り囲む形で、防衛のための施設が作られたのだろう。この「カマエ」は、文明9年（1477）10月13日に畠山義就方の大内政弘の軍勢に攻撃され、「ヤフレ」てしまう。このとき木津の国人木津氏は、城を自焼し没落していく。木津城とは、「木津庄カマエ」の中心にあった木津氏の平城であろう。

この2年前の文明7年5月には、木津で大規模な合戦があった。そのとき合戦場となつたのは、木津天神河原である。この地は、また「木津城南口」ともされている。この場所は、木津の町のすぐ南に位置する木津惣墓付近から、木津天神社（現岡田國神社）の北西侧の現在の小字川原田付近にかけての一帯であつたと考えられる。この合戦では多数の戦死者も出ている。戦死者を慰靈するためにも、先述した念佛聖が必要とされたのだろう。

これらのことから、木津惣墓は、「木津庄カマエ」を作るほどの強固な結合をみせた木津の町や講衆の成立を背景にして、文明年間ころに、形成されはじめるのであろう。このことは、吉井敏幸氏が、大和國の惣墓を例にして考察された中世墓から惣墓への展開過程



惣墓の北を区切る水路

^(注14)と同様のことが、木津惣墓でも見られたことになる。

なお、墓地は、カマエに接して、その南の外側に形成されたと思われる。というのは、江戸時代の絵図を見ると、惣墓の北側は、水路によって区切られているからである。この水路は、現在は、墓地西北端に発し、墓地の北側を東に流れ、現国道24号線の西で北流し、西教寺の東側をとおり、大智寺の西を西に流れ小寺の西で木津川に合流している。排水河川となっているため水路の変更もあるようだが、江戸時代の絵図を見る限りでは、この水路は、木津郷の南を限る環濠として開削されたもの、つまり「木津庄カマエ」の一部をなす堀として作られたものと考えられる。そして、この水路の外に、惣墓が形成されたのである。

江戸時代になると、木津郷五ヶ村の惣墓として、次第に墓域を拡大していったものであろう。長福寺は、近世への移行期に、先にみた念佛聖等が村に定住していく過程で、浄土宗無本寺の寺院として開かれたもので、葬送や墓地管理を職務としたものと考えられる。

江戸時代後期天保8年（1837）3月の、^(注15)「施行米町々人別改渡シ帳」（八木家文書）には、「觀音堂」として4軒が挙げられているので、木津の町続きに家並ができていたことがうかがえる。

2. 大割諸入用帳にみる「觀音堂」

次に、木津郷の「大割諸入用割賦帳」から、「觀音堂」関係記事を拾つていこう。この帳面は、木津郷全体の運営に関わる費用の支出状況を、日を逐つて書き付けたもので、月ごとに綴じたものを、前年12月分から当年11月分までを一冊に合冊したものである。一年間に木津郷で起きた事件と、その処理に要した費用の詳細が書き上げられており、江戸時代後期の木津の具体像を知る史料として、好個のものである。この帳面は、岡田家文書のなかに文政元年（1818）のものを初めとして、年次は連続しないが安政5年（1858）のものまで、10冊が残されている。また、土久里家文書のうちにも2冊現存している。本稿では、当館に寄託されている岡田家文書の分についてのみ、関係記事の拾い出しを行つた。

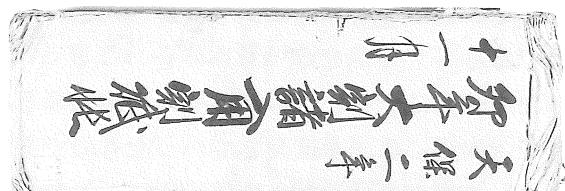
觀音堂関連記事で目につくのが、まず行き倒れ人あるいは旅人病死の場合に関する記述である。

寅（文政元年（1818））

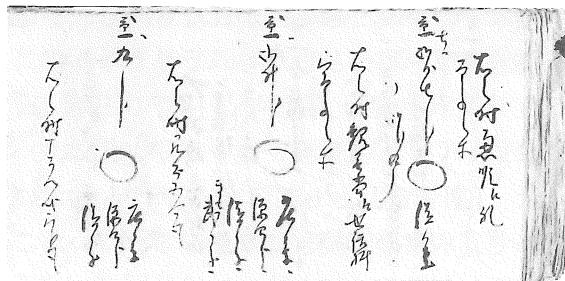
二月十二日

一七匁五分 千源四郎

右ハ旅人行倒れ者取片付之時、寺送り引導礼、煙亡・番人へ遣ス、入用附出ス



「大割諸入用割賦帳」



觀音堂の記事。文政元年4月7日

三月廿日

一式匁七分 庄兵衛

右ハ倒れ者取片付料、觀音堂へ源助遣ス
(四月) 七日

一毫匁式分 清兵衛

右ハ備中道郡板倉村庄兵衛ト申者病死仕候之時、酒壹升觀音堂へ遣ス

一九分 同人

右之時惠順江礼百文之所

七日

一式匁七分 清兵衛

右之時觀音堂江世話料三百文之所

(天保2年（1831）)

十一月十二日夜

一九匁壹分壹り 五郎兵衛

右者旅人病死いたしニ付、觀音堂番人へ遣ス、尤桶代共如此

(嘉永5年（1852）)

五月三日

一毫斗六升 年番同人（佐兵衛）

右ハ黒鍬妻死去致候ニ付相談、壱人ニ式升ツ、

一拾八匁五分 同人

右ハ同断死去ニ付、非人三人夜番いたし、長福寺送りいんとう、外ニ觀音堂へ遣ス入用、其外番人江切手五拾代共

このような記載がみられ、旅行者や出稼ぎ労働者である「黒鍬」のような他所者、あるいは身元不明の行き倒れ人等が、木津郷において不慮の死を遂げた場合には、長福寺へ送られ、引導をわたし、葬儀が営まれたことが知られる。そして、觀音堂（長福寺）へは、世話料として一件につき銭300文もしくは銀2匁7分の定額が、木津郷から支払われていた。惠順は、長福寺の僧と思われる。その他に長福寺あるいは墓地には、埋葬に携わる「煙亡」と俗称される三昧聖や、「番人」「非

人」と呼ばれて、死者の監視にあたる人たちもいたようだ。

このことは、行き倒れ人という身元不明者が木津町中に入つてることに対する治安維持として、町の外である惣墓で、その管理をしたものと考えられる。

その裏には、行き倒れ人は、まつてくれる人がいない死者であり、無縁仏になるわけだから、^(注17)きちんとした葬礼を行つておかないと、死のけがれが木津の町に持ち込まれると恐れた当時の町の人々の意識があつた。そういった部分を引き受けているのが、墓寺である長福寺であったようだ。

木津のような宿場にあつては、行き倒れ人は、常に起きうるのであり、長福寺は、行き倒れ人の葬礼を行うことで、木津の町に死のけがれをもたらさないようにするという役割を担っていたことになる。

また、

(天保7年(1836)4月)

一三升

右者ゑひ子寺ニ倒もの御座候、兩人申参り、極楽橋迄送り出し候、壱人ニ壱升ツ

△

という記事もあり、二階川にかかる木津の本町通りすなわち奈良街道と惣墓とを結ぶ極楽橋に、行き倒れ人が運ばれたのであり、この橋が、木津の町と墓地との境界と意識されていたことが知られるのである。

3. 病人の郷による介抱

ここで江戸時代における行き倒れ人の取扱いについて、幕府は、どのように定めていたのかを見ておこう。享保18年(1733)の道中奉行からの触書によると、^(注18)

旅人病人これ有り、其の者の在所相知れ候はば、遠国に候とも、早速申し遣わし、親

類縁者または所の者罷越し、引取度旨申し候はば証文取り、相渡すべく候、然れども当分の病氣、早速快氣も致すべき躰に候はば、其の所において隨分養育を遂げ、快氣次第出立致させべく候(中略)

倒死の者は、懷中に國所書付等もこれ有り候はば、其の在所へ申し遣わし、親類縁者所の者罷越し、死骸望み次第望みに任すべく候

とあり、身元のわかる証文等を所持している者については、病人・死亡人とも、在所に報告することが義務づけられていたようである。しかし、身元の不明な場合は、3日間さらした後に土葬することとなっていた。

明和4年(1767)になると、道中で死亡した場合、そのところで仮埋葬したのち在所に届けること、また巡礼者などで、その所で葬るようにとの在所の寺院あるいは親類等の証文がある場合は、在所にとどけなくともよいこととなつた。^(注19)行き倒れ人のあつた宿場等の、連絡や死体の管理に要する負担を軽減することを目的とした改訂であつた。

江戸時代も半ばをすぎると、寺社参詣等の目的で旅をする庶民も増え、それに応じて行き倒れ人も増加するという背景があつたものと思われる。

木津郷の場合は、古文書の残されている年代がさらに新しいが、この幕府の触れ書にしたがつて、病人・行き倒れ人に対する処置がとられていたようである。

病人の場合をいくつかみておこう。

(文政2年4月) 一日より十八日まで

一四拾壹匁七分九厘

右ハ病人煩中日數十八日之間、一日一夜
弐分廿文ツゝ引かへ人々江遣ス

(天保2年) 三月四日

一四匁弐分 庄兵衛

右者往還旅人病氣二付、伊勢吟方飯代、
四匁式十四文之所、引かへ如斯
十三日
一三匁 同人
右者同断、旅人死去ニ付觀音堂へ世話料
相渡ス、引かへ

の記事があり、回復の見込みのある限りは、木津郷の負担で、病人の看護にあたつていたことがわかる。「伊勢吟」は、旅籠であると思われる。しかし、手当の甲斐もなく死去した場合には、觀音堂へ引き渡されたのである。なお、「引かへ」とあることから、当座の入用は、木津郷の役人である庄兵衛が立て替えていたことも、知られる。

また、身元のはつきりしている行き倒れ人の事例もみておきたい。

(天保2年5月) 十三日

一七升

右は、びん後屋太三郎方ニ而伯州甚四郎
申者親子三人、伊勢参りニ而当宿ニ而行
たをれ、出勤夫代

十六日

一式斗

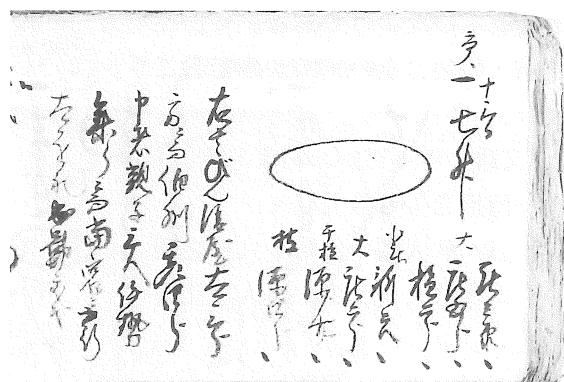
右同断、伯州甚四郎義ニ付出勤夫代

同

一三匁 同人 (権二郎)

右ハ觀音堂世話料ニ遣し

同



天保2年5月13日の行き倒れ人の記事

一三拾七匁七分式リ 同人

右伯州甚四郎死去ニ段々京都江願以ニも
相成て候之所、内済仕候時無拠入用
同三匁 庄兵衛

右ハ甚四郎より証文取置筆紙料、金与江
遣し

(6月) 九日

一壹斗六升

右者伯州旅人病氣ニ而罷有、段々養生為
致候所、少々宜敷候間、出立致申様相談、
一同出勤夫代壹人ニ式升ツ、

六月十日

一七拾三匁五分六リ

右者同断三拾匁

龍川薬代式拾式匁ハ

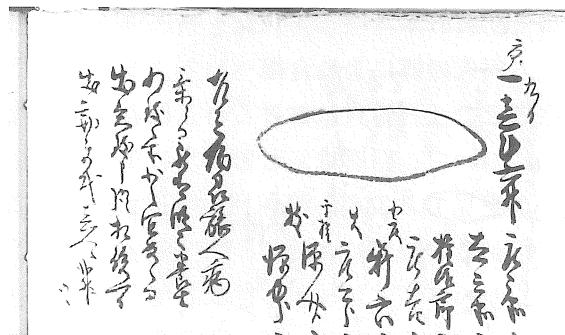
びんごや飯代拾式匁五分二リ

無拠入用六匁、旅人合力

壹匁式分、丁ちん代式匁

病人入用メ如斯、引かへ

とある。甚四郎一家3人のうち、死去した甚四郎の葬儀は、觀音堂で行われた。行き倒れとなつてから死去するまで日数があつたため、その間に証文を取つて、死亡後の処理について話し合われたようである。京都町奉行所にも連絡しているようだ。また、残された家族については、伊勢参りという旅の目的もはつきりしており、一ヶ月ほどの病気療養のための滞在に要した費用銀73匁を、木津郷が負担している。73匁は、ほぼ金一両にあたる多額である。そして養生かない、体力が回復し



同年6月9日の養生の記事

た時点で出発させている。

このように、江戸時代にあっては、旅の途中で万一病に倒れた場合でも、その所の負担で、療養が施されたのである。

4. 木津郷における觀音堂の位置づけ

長福寺に関する記事を、木津郷との関わりから、もう少し見ていこう。

(天保2年3月2日) 同昼後

一斗式升

右者はか寺長福寺什物盜人ニ而失申ニ付、急相談出勤夫夫壱人ニ壹升ツゝ

(嘉永5年) 七月廿七日

一四升

右ハ大風雨ニ而、はか寺荒所出来候ニ付見分、壱人ニ壹升ツゝ

(安政5年11月)

一壱斗六升

右ハ墓（寺脱か）普請諸入用銀家別割賦いたし候節、年行司江申渡し相談、壱人ニ式升ツゝ

このように、長福寺は、「墓寺」と呼ばれていた。そして、長福寺には檀家もないことから、維持管理には、木津郷としてあたっていた。寺の普請のときには、その入用は、木津郷の各家別に均等に割りかけられていたのである。木津郷の年行司が、管理責任を負わされており、台風のあとなど、破損した箇所がないか検分し、また盜難があったときにも、相談している。

明治5年（1872）になると、いわゆる廃仏毀釈と神仏分離の動きのなかで、「申年千童子村諸入用割符帳」^(注20)のなかに次のような記事も見られる。

(8月)廿四日

一右者当村長福寺之義、無縁、無檀、無住、地所除地歟貢地哉、有無取調一条ニ付、上京節、夫代如此、付以出ス

とあり、本寺もなく住職もいない、そして檀家もない長福寺は、廃寺となる可能性が大きくなつていつた。しかし、現在まで存続していることからもわかるように、木津郷の墓寺として受け継がれてきているのである。

また、長福寺や觀音堂の、惣墓に関する職務と思われるものを示す記事として、次のようなものがある。

(安政5年11月)

一三升

右者安樂寺分はかそうし賃、觀音堂久治郎へ渡ス

とあって、墓掃除が觀音堂の職務であつたことが伺える。なお安樂寺は、天神宮（現岡田國神社）^(注21)の神宮寺である。

あるいは、享和2年（1802）5月に、木津郷の煙亡が村役人中に提出した、職務に関する請書によると、彼等は、村人の「御死去」の節に火葬することを職務としていた。そして、行き倒れ人の場合には、

一往来の旅人万一病死等有之候節者、御村方御差図之通り違背申間敷候、尤右之時私シ共世話料三百文宛被下候様

^(注22)とある。行き倒れ人の葬儀は、村方の指図通りに行うと約束しており、村から与えられた職務であつたことが知られる。木津郷が村として、行き倒れ人の管理を行っていたのである。

おわりに

以上みてきたように、觀音堂（長福寺）は、

木津の惣墓にあって、惣墓の管理をしていた。それ以上に、木津の宿場において、行き倒れの死亡者があつた場合には、その葬祭を執り行うという役割も担つていたのである。

しかも、南山城三十三箇所として、地域巡礼の対象ともなっている。江戸時代中期には、この巡礼も賑わっていたようであるから、多くの人が、木津の惣墓や観音堂を訪れたことになる。そのことが、木津郷絵図に墓地が詳細に描かれることにつながつていくと思われる。墓地が巡礼の対象となる例として、特筆されるべきものであろう。

江戸時代には、巡礼や旅の途中で不慮の死を遂げた人は、無縁仏として倒れた場所の墓地に葬られた。行き倒れ人の埋葬を担つていたのが、墓寺といわれる寺であつた。本稿では、木津の例のみをとりあげたが、さらに各地の事例を検討することによって、いまだに解明の進んでいない江戸時代の葬送制度の実態が、少しでも明らかになるものと考えられる。とくに行き倒れ人のような、村落にとって秩序を乱す存在に対する葬祭の在り方を明らかにしていくことは、村落史研究にとっても必要なことである。

(注1) 山城郷土資料館『南山城三十三所巡礼』、1996年

(注2) 山城町・古文書サークル如月会『江戸時代の南山城三十三所を訪ねて』、1996年

(注3) 坪井良平「山城木津惣墓墓標の研究」(『歴史考古学の研究』所収、1984年、ビジネス教育出版社)

(注4) 水本邦彦「近世郷村社会の秩序と変容－山城国相楽郡木津郷の場合－」(『京都府立大学学術報告・人文』43号、1991年。のち『近世の郷村自治と行政』所収、1993年、東京大学出版会)

(注5) 木津町編『木津町史』史料篇II、525ページ、1986年

(注6) 岡田家文書。また木津町編『木津町史』本文篇626ページ「大路村絵図」参照、1991年

(注7) 坪井良平前掲書、7ページ

(注8) 同上、8ページ

(注9) 細川涼一「非人宿の分化」(『中世の身分制と社会』所収、1994年、日本エディタースクール) 直接には、細川氏からの口頭による御教示による。

(注10) 石仏については、当館の調査による。また、坪井良平前掲書参照。

(注11) 念仏聖については、伊藤唯真『伊藤唯真著作集II 聖仏教史の研究 下』参照、1995年、法藏館

(注12) 岡田国神社文書「住村天神宮置テ次第之事」。木津町編『木津町史』史料篇I、617ページ、1984年

(注13) 『木津町史』史料篇I、612～615ページ

(注14) 吉井敏幸「中世群集墓遺跡からみた惣墓の成立」(『国立歴史民俗博物館研究報告』第49集所収、1993年)

(注15) (注6) に同じ

(注16) 八木家文書フィルムによる

(注17) 伊藤唯真「〈法界〉靈の祭碑と民間宗教者」(同氏前掲書所収)

(注18) 『御触書寛保集成』1287号

(注19) 『御触書天明集成』2438号

(注20) 岡田家文書(当館寄託資料)

(注21) 『木津町史』本文篇、708ページ

(注22) 『木津町史』史料篇II、558～559ページ